

令和8年度 水質検査計画

水道法施行規則により、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下、「本組合」という。）では毎事業年度開始前に水質検査計画を策定し、構成団体に対して情報提供を行っています。これに基づき、令和8年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

◆水質検査計画とは

水道法施行規則により、水道事業者は、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等について総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を作成し、毎事業年度開始前に水道の需要者に対して情報提供をすることが義務付けされています。

◆会津若松地方広域市町村圏整備組合の水質検査計画

1、概要

本組合の水質検査計画の概要は下記のとおりです。

- (1) 基本方針
- (2) 水道事業の概要
- (3) 水道の原水及び水道水の状況
- (4) 水質検査地点
- (5) 水質検査項目と検査頻度
- (6) 臨時の水質検査
- (7) 水質検査方法
- (8) 水質検査結果の公表
- (9) 水質検査の精度と信頼性保証
- (10) 関係者との連携

2、水質検査項目

本組合が行う水質検査の項目は下記のとおりです。

- (1) 水質基準項目（52 項目）
人の健康の保護の観点又は生活上の支障を生ずるおそれのある観点から必要な項目であり、水道法によって検査が義務付けられています。
- (2) 水質管理目標設定項目（23 項目）
水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき物質（項目）であり、水質基準に準じて、必要な項目について水質検査を行い、データを蓄積していくことが望ましいとされています。
- (3) 浄水場及び水源の検査項目
浄水場の維持管理上必要な項目や水源の状況を把握するために必要な項目であり、本組合が独自に検査している項目です。

3、特徴

平成 16 年 4 月 1 日改正の水道法施行規則により、今まで一律に定められていた基準項目について、水道事業者の状況に応じて水質検査を行う項目の省略や検査頻度の緩和ができますが、本組合では安全面の確保から、水質検査項目の省略や検査頻度の緩和をすることなく水質検査を実施します。

(1) 基本方針

- ① 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている箇所に加えて、浄水場の工程ごとや水源とします。
- ② 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、浄水場の維持管理上必要な項目や水源の状況を把握するのに必要な項目とします。
- ③ 検査頻度は、
 - ・ 浄水場の出口では、水道法に基づき、色、濁り、異常な臭味、残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号イ）は、1日1回行います。また、水道法に基づき、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度の検査（水道法施行規則第15条第1項第3号）は、月1回行います。
 - ・ 浄水場出口の水が安定して良好であり、水質基準を十分に満足はしていますが、年1回以上あるいは3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、安全であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年4回の検査を実施します。
 - ・ 浄水場では、浄水処理における水質の変化を監視するために、水温、pH値、臭気、導電率、アルカリ度、色度、濁度、残留塩素の検査について、1日1回の検査を基本とします。
 - ・ 水質管理目標設定項目等についても浄水場出口と同様の理由により、検査頻度を減らさずに年4回の検査頻度とします。

(2) 水道事業の概要

事業名	会津若松地方水道用水供給事業
事業主体	会津若松地方広域市町村圏整備組合
供給市町村	会津若松市、会津坂下町、会津美里町
経営認可許可年月日	昭和49年11月18日
計画一日最大取水量	27,500m ³
計画一日最大送水量	25,600m ³
一日最大送水量（令和6年度）	16,922m ³
一日平均送水量（令和6年度）	14,599m ³

浄水施設概要

浄水場名	馬越浄水場
所在地	福島県大沼郡会津美里町穂馬字宮ノ上乙1010
敷地面積	28,100m ²
原水の種類	表流水（ダム放流水）
処理能力	25,600m ³
沈澱池	横流式（傾斜板付）
ろ過池	砂ろ過単層
浄水処理方法	急速ろ過 前塩素処理 中塩素処理 前アルカリ処理
送水方法	自然流下方式

(3) 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を示しており、本組合では原水の汚染要因を踏まえて、適正な浄水処理を徹底して行っています。

これまでの水質検査結果は水質基準を満足しており、安全で良質な水道水となっています。

原水の状況

原水の汚染要因	・ 降雨等による濁水発生 ・ 高濁水発生時の臭気障害 ・ 油類等による突発汚染事故
水質管理上注目すべき項目	・ 濁度 ・ pH 値 ・ アルカリ度 ・ 異臭味

(4) 水質検査地点

① 浄水場の入口と出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の入口と出口も水質検査地点とし、処理工程ごとに採水地点を設定しています。

② 水道水引渡し地点

供給市町村への水道水引渡し地点である受水池ごとに、6箇所の水質検査地点を設定しています。

③ 阿賀川水源

安全で良質な水道水を供給するためには、水源となる阿賀川の水質が影響を与えるため、上流域に6箇所の水質検査地点を設定しています。

(5) 水質検査項目と検査頻度

① 浄水場及び水道水引渡し地点

[水質検査項目]

水質検査表(1)の水質基準項目52項目及び水質検査表(2)の水質管理目標設定項目23項目について検査を行います。また、毎日検査(1日1回)する項目については、水質検査表(3)に示す項目について検査を行います。(但し、水道水引渡し地点は除く。)

[検査頻度]

水質検査表(1)の項目番号1、2、39、47～52については、月1回検査を行います。

水質検査表(1)の項目番号43、44については、浄水場出口において6月～8月に月1回検査を行います。

水質検査表(1)のその他の項目については、最大で3年に1回まで検査頻度を減らすことが出来る項目もありますが、「検出しない」という結果が、「安全性」や「安心」を担保することから、検査頻度を減らさずに年4回の検査を行います。

水質検査表(2)の項目については、年4回検査を行います。

水質検査表(1)及び(2)の検査項目及び検査頻度については表のとおりとします。

② 組合が独自に行う水質検査

ア) 水源の水質検査

[水質検査項目]

上流域の水源の水質状況を適確に把握するために水質検査表（４）の項目について検査を行います。検査位置については、地図のとおりとする。

[検査頻度]

水質検査表（４）のと通りの頻度で検査を行います。

イ) クリプトスポリジウム等の検査

クリプトスポリジウム等の検査は、クリプトスポリジウム等対策指針に従い検査頻度を決定し、検査を行います。

[水質検査項目]

水質検査表（５）の項目について検査を行います。

[検査頻度]

水質検査表（５）のと通りの頻度で検査を行います。

ウ) 放射能の検査

水質検査表（６）の項目について、浄水場出口で年４回検査を行います。

（６）臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができずに、供給する水道水が水質基準を超えるおそれがある場合には直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場及び受水池等から採水し、臨時の水質検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなどの水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 多数の魚のへい死など、水源に異常があったとき
- ③ 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき
- ④ 水源付近、供給区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ⑤ 薬品注入機のトラブルなどにより、浄水処理の過程に異常があったとき
- ⑥ 浄水施設等の大規模な増改築をしたとき
- ⑦ その他、特に必要があると認められたとき

臨時の水質検査は水質異常が発生後、直ちに実施し、供給する水道水の安全性が確認されるまで継続して検査を行います。

なお、水質異常が生じた場合は、「水安全計画」により設定した対応方法に従って、取水停止や有害物の除去等の有効な措置を行い、安全対策を講じます。

（７）水質検査方法

水質検査は全て委託検査とし、浄水場などの運営を受託している事業者（以下、「運営事業者」という。）が検査可能な項目については運営事業者で行いますが、検査機器の都合などにより運営事業者が出来ない項目については、水道法第 20 条第 3 項の国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関で検査を実施します。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法については国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」）によって行います。

なお、その他の項目の検査については、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

(8) 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果について、ホームページで速やかに公表するとともに、水質年報を発行し公表します。

なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてその都度改正します。

(9) 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。各項目の分析法によって検査結果に差がないように努め、水質検査項目のうち、自己検査が出来ない項目については、水道法 20 条第 3 項の国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関に委託して検査を実施します。

(10) 関係者との連携

水源における水質汚染事故が発生した場合、河川を管理する国土交通省、河川流域の県及び自治体とで組織された阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会を活用して情報交換するとともに、連携した現地調査と適正な浄水処理を行い、水道水の安全性を確保します。

また、水質汚染事故や水系感染症の発症などがあったときは、環境省や福島県保健福祉部などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。